十六、有限会社丸善製菓に対する件

昭和四十三年(排)第九号

排除命令

愛知県豊橋市花田二番町百十番地

有限会社丸善製菓

右代表者　代表取締役　鈴木善久

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、有限会社丸善製菓は、その販売する小売価額百五十円の「一口羊羹」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、小売価額百五十円の「一口羊羹」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約二十・七パーセントに相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、

当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

有限会社丸善製菓（以下「丸善製菓」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

丸善製菓は、小売価額百五十円の「一口羊羹」と称する商品（別添写真参照）を昭和三十九年頃から自社工場において製造し、静岡県、愛知県の地域に販売している当該商品は、通常店頭では、その一部商品について開蓋して陳列されているが、「一口羊羹」十二個が、縦二十八センチメートル、横二十センチメートル、高さ一・八センチメートル（総容積約千八立方センチメートル）の包装箱に詰められ、一個の羊かんは「一口羊羹」と標示した竹皮模様の紙に縦約六・五センチメートル、横五・八センチメートルの大きさにくるまれ、包装箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれており、開蓋した場合にはあたかも外見からは、当該羊かんが、包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、両側に一センチメートル、上下に幅〇・八センチメートルの額縁状の縁取りがほどこされ、厚さ〇・二センチメートルの段ボール紙と薄いボール紙であげ底されており、その上に羊かん十二個が詰められている。その羊かん一個は、縦六センチメートル、横二・九センチメートル、厚さ一センチメートル（体積約十七・四立方センチメートル）であるが、これが銀紙と紙を貼り合せた包装紙で包まれたうえ、縦六センチメートル、横三・八センチメートル、厚さ一・四センチメートル（容積約三十一・九立方センチメートル）の立方体のボール紙に入れられ、さらに、竹皮模様の紙に縦六・三センチメートル、横五・八センチメートル、厚さ約一・四センチメートルの大きさにくるまれており、結局、羊かん十二個の総体積は、包装箱の全容積の約二十・七パーセントにすぎない。よつて、丸善製菓は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費

者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、丸善製菓の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年一月九日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写真